



国自旅第250号

平成15年3月28日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長



宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

「構造改革特区推進のためのプログラム」（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定）別表2及び「規制改革の推進に関する第2次答申－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－」（平成14年12月12日総合規制改革会議答申）別表において、「農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化」が挙げられており、平成14年度中に「グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る」とこととされているところである（別紙参照）。

これを踏まえ、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、今後下記のように取り扱うこととするので、その趣旨及び内容を十分了知されたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであって、旅客自動車運送事業類似行為とならない場合には、道路運送法上の問題はない。
2. 1. にいう「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設の利用のため又は当該宿泊施設からの出発のために、宿泊施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所と当該宿泊施設との間で行われる輸送をいう。なお、「最寄りの駅又はこれに準ずる場所」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上最寄りであるか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないのは言うまでもない。
3. 1. にいう「当該宿泊施設における宿泊サービスの一環」とは、当該宿泊施設における本来的なサービスである宿泊サービスと輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということを意味するものである。
4. 1. にいう「旅客自動車運送事業類似行為」となる場合とは、例えば、送迎に係る金額を宿泊料金とは別に明確に示している場合や、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差があり、その差が送迎に係る対価に該当するという説明以外にその差に対する合理的な説明が困難であるような場合等をいう。

(別紙)

構造改革特区推進のためのプログラム（平成14年10月11日 構造改革特区推進本部決定）（抄）

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（抄）

	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1202	農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化	道路運送法第4条	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。	平成14年度中	国土交通省

規制改革の推進に関する第2次答申 ー経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革ー(平成14年12月12日総合  
規制改革会議答申) (抄)

別表 (抄)

	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	【検討結果(規制改革の内容)】	【検討結果(実施時期)】	所管省庁
1202	農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化	道路運送法第4条	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。	平成14年度中	グリーンツーリズム推進のため、農家民宿がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うものであって、旅客自動車運送事業類似行為とならない限りにおいて可能であることを明確にした通達の発出について、速やかに検討の上平成15年3月を目途に実施する予定である。	平成14年度中	国土交通省自動車交通局旅客課